

不妊に悩む方への特定治療支援事業の助成が 平成28年1月20日から一部拡充されました

1. 拡充する内容

①初回の助成額を拡充

初回の治療に限り、助成額を15万円から30万円に拡充

※「初回の治療」とは、その方にとって初めての助成申請を行う治療をいいます。

※治療方法C及びFは除きます。

※初回の申請が男性不妊治療のみの場合は拡充対象とはなりません。

②男性不妊治療の助成を新設

特定不妊治療に至る過程の一環として、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術を行った場合に、15万円まで助成

※治療方法Cは除きます。

※特定不妊治療費助成(体外受精、顕微授精)と同時の申請が原則ですが、男性不妊治療のみで申請できる場合があります(この場合も助成回数は1回と数えます)。詳しくは、下表(*2)をご覧ください。

※精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術は次の手術を想定

・精巣内精子回収法(TESE(C-TESE, M-TESE)) ・精巣上体精子吸引法(MESA)

・精巣内精子吸引法(TESA) ・経皮的精巣上体精子吸引法(PESA)

体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲

治療内容		現行の助成上限額	初回の治療の場合の追加助成上限額	男性不妊治療を実施した場合の追加助成上限額
治療方法	A 新鮮胚移植を実施	150,000円	150,000円	150,000円
	B 凍結胚移植を実施	150,000円	150,000円	150,000円
	C 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	75,000円	対象外	対象外
	D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	150,000円	150,000円	150,000円
	E 受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止	150,000円	150,000円	150,000円
	F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止	75,000円	対象外	150,000円

*1) B: 採卵・受精後、1~3周期の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。

*2) 採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。

2. 対象 平成28年1月20日以降に終了した特定不妊治療

※「特定不妊治療の終了した日」とは、妊娠の有無を確認した日、または、医師の判断により、やむを得ず治療を終了した日を指します。詳しくは、受診した医療機関にお問い合わせください。

※平成28年3月31日までに終了した治療については、平成28年3月31日までに申請の手続きを行ってください。

(ただし、年度末の申請期限については特例がありますので、詳細は子育て支援課ウェブページもご覧ください。)

3. 手続きなど

申請には、指定医療機関より発行された「受診等証明書」が必要ですが、当該拡充に対応するため、医療機関での作成に時間がかかることがあります。まずは、受診されている医療機関にご相談ください。

4. 問い合わせ・申請窓口

・宮城県内(仙台市以外)にお住まいの方の申請は、管轄の保健福祉事務所となります。

宮城県子育て支援課 (受付は行っておりません)	022-211-2532	北部保健福祉事務所 (大崎市, 色麻町, 加美町, 涌谷町, 美里町)	0229-91-0712
仙南保健福祉事務所 (白石市, 角田市, 蔵王町, 七ヶ宿町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 川崎町, 丸森町)	0224-53-3132	北部保健福祉事務所栗原地域事務所 (栗原市)	0228-22-2118
仙台保健福祉事務所塩釜総合支所 (塩釜市, 多賀城市, 松島町, 七ヶ浜町, 利府町)	022-363-5507	東部保健福祉事務所 (石巻市, 東松島市, 女川町)	0225-95-1431
仙台保健福祉事務所岩沼支所 (名取市, 岩沼市, 亶理町, 山元町)	0223-22-2188	東部保健福祉事務所登米地域事務所 (登米市)	0220-22-6118
仙台保健福祉事務所黒川支所 (大和町, 大郷町, 富谷町, 大衡村)	022-358-1111	気仙沼保健福祉事務所 (気仙沼市, 南三陸町)	0226-21-1356

※仙台市にお住まいの方の申請は、住民票のある住所地の区役所・総合支所までお願いします。